

## 東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科教授会規程

### (設 置)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則第33条の規程に基づき設置される東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科教授会（以下「和歌山看護学研究科教授会」という。）の組織、運営に関して必要事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 和歌山看護学研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、課程の修了。
  - (2) 学位の授与。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、和歌山看護学研究科教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 和歌山看護学研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### (組 織)

第3条 和歌山看護学研究科教授会は、研究科担当の専任教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。

- 2 和歌山看護学研究科教授会には前項に定めるほか研究科担当の教員を加えることができる。
- 3 和歌山看護学研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 4 研究科長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。
- 5 議長が必要と認めるときは、和歌山看護学研究科教授会の構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

### (事 務)

第4条 和歌山看護学研究科教授会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

### 附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. この規程施行前に、和歌山看護学研究科教授会(仮)において行われた教育研究に関する事項に関する審議については、和歌山看護学研究科教授会において行われた教育研究に関する事項に係る審議とみなす。